

7

申請に係る留意事項

目次

- 01 指定要件(指定基準)の確認について
- 02 関係法令の適合状況の確認について
- 03 法人の登記事項証明書に係る事業目的の記載について
- 04 事業所の開設準備について
- 05 欠格事由について

01 指定要件（指定基準）の確認について

- 障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者等として指定を受けるためには、**指定基準**（栃木県条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準）を満たさなければなりません。
- 指定基準等は「[参考 指定基準一覧](#)」から栃木県ホームページや厚生労働省ホームページ等で御確認ください。

02 関係法令の適合状況の確認について

- 事業所の設置や運営にあたっては、建築基準法、消防法などの**関係法令を遵守**する必要があります。
- 令和7年8月以降、手続負担の軽減の観点から、関係法令の適合状況に関する書類の提出を求めませんが、**許可や届出等の必要性の有無については各法を所管する行政機関に相談・確認を行い、必要な手続きを必ず行ってください。**

Point!

〈 障害福祉分野における手続負担の軽減 〉

障害福祉分野においては、令和6年度より、事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上を図る観点から、標準様式等の活用、手続の簡素化等の運用が開始しました。

[参考:障害福祉分野における手続負担の軽減\(指定申請等の様式の標準化等\) 厚生労働省HP](#)

02 関係法令の適合状況の確認について

〈許可や届出等の必要性が想定されるもの〉

建築基準法関係

- 既存建物で事業を開始する場合 ⇒ 用途変更

※用途変更の必要性の有無については、建築基準法を所管する行政機関(市役所の建築課等)へ御相談ください。

消防法関係

- 防火対象物使用開始届
- 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出 (スプリンクラー設備等を設置する場合)

その他関係法令に基づく許可・届出

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ・ 生産活動で 食品を扱う場合 | → 食品衛生法 |
| ・ 生産活動で クリーニング業を行う場合 | → クリーニング業法 |
| ・ 生産活動で リサイクル業を行う場合 | → 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、古物営業法 |
| ・ 通院等乗降介助を行う場合 | → 道路運送法の事業許可 |
| ・ 従業者の労務管理、労働保険・社会保険について | → 労働基準法 など |

03 法人の登記事項証明書に係る事業目的の記載について

- 申請書の添付書類である「法人の登記事項証明書」の「目的等」の項目には、申請を行う事業が記載されていることが必要です。登記事項証明書に申請を行う事業の記載がない場合、原則として申請書の受理はできません。

Point!

就労継続支援A型の申請については、次の点についても御留意ください。

- ・ 添付書類として、登記事項証明書に加え、定款の提出が必要
- ・ 就労継続支援A型事業者は、「専ら社会福祉事業を行う者でなければならない」ため、登記事項証明書及び定款の事業目的の中に当該A型事業で行う事業目的以外で社会福祉事業※に該当しない事業目的が記載されている場合、原則として申請書の受理はできません。

※社会福祉法第2条に掲げる「第1種社会福祉事業」及び「第2種社会福祉事業」に該当するものをいう。

〈目的等へ記載する事業の記載例〉

- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」
- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」
- ・ 「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」

04 事業所の開設準備について

- 次の場合等は原則として指定申請書の受理はできませんので、御留意ください。

〈指定申請書の受理ができないケース〉

- ・ 人員基準に定める従業者の確保ができていない場合。
- ・ 事業所の開所にあたって建物の新築や改築を行う場合で、事業所が工事中であるとき。

- また、指定時には人員・設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。

従業者の雇用関係の書類(雇用契約書等)、勤務管理を行う書類(タイムカード、出勤簿、シフト表等)や個別支援計画の様式、サービス提供記録の様式等の書類を備えておく必要があります。

05 欠格事由について

- 申請者・開設者(又は法人役員等)が障害者総合支援法・児童福祉法に規定する**欠格事由**に該当する場合、指定を受けることができません。
指定申請時には申請者が欠格事由のいずれにも該当しない者であることを書面で誓約していただきます。

〈欠格事由の確認〉

・ 障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第36条第3項
・ 障害児通所支援	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第21条の5の15第3項

05 欠格事由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項

	欠格事由
1	申請者が都道府県の条例で定める者(栃木県の場合は法人)でないとき。
2	当該申請に係るサービス事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
3	申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
4	申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5の2	申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

05 欠格事由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項

	欠格事由
6	申請者が、第五十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

05 欠格事由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項

	欠格事由
7	申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

05 欠格事由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項

	欠格事由
8	申請者が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
9	申請者が、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

05 欠格事由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項

	欠格事由
10	第八号に規定する期間内に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
11	申請者が、 指定の申請前五年以内 に障害福祉サービスに関し 不正又は著しく不当な行為をした者 であるとき。
12	申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
13	申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から第十一号までのいずれかに該当する者であるとき。

05 欠格事由について

児童福祉法 第21条の5の15第3項

	欠格事由
1	申請者が都道府県の条例で定める者(栃木県の場合は法人)でないとき。
2	当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める 基準を満たしていない とき。
3	請者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて 適正な障害児通所支援事業の運営をすることができない と認められるとき。
4	申請者が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5の2	申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

05 欠格事由について

児童福祉法 第21条の5の15第3項

	欠格事由
6	申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十二号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

05 欠格事由について

児童福祉法 第21条の5の15第3項

	欠格事由
7	申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

05 欠格事由について

児童福祉法 第21条の5の15第3項

	欠格事由
8	削除
9	申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
10	申請者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

05 欠格事由について

児童福祉法 第21条の5の15第3項

	欠格事由
11	第九号に規定する期間内に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
12	申請者が、 指定の申請前五年以内 に障害児通所支援に関し 不正又は著しく不当な行為をした者 であるとき。
13	申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
14	申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。